

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に當るときの翌日)

規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第十八号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第七条関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第十条関係)」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第十一条関係)」に、「営業施設基準」を「固定営業施設基準」に改め、同表の一の(位置、構造及び設備)の項の8を次のように改める。

8 施設は、自然光線を十分に取り入れられる構造とすること。

別表第三の一の(位置、構造及び設備)の項中12を13とし、11を12とし、10を11とし、9の次に次のように加える。

10 施設には、作業面で十分な明るさとなる照明設備を設けること。

別表第三の一の(食品取扱設備等)の項の1中「容器包装」を「容器」に改める。

目 次

◇規 則 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 新たに生じた土地の確認

字の区域の変更

生活保護法による医療機関の指定

保険医療機関等の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

救急病院の認定

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令

◇教委告示 教育委員会の招集

別表第三の二の(乳類販売業)の項を次のように改める。
(乳類販売業)

- 1 冷凍機付冷蔵設備を設けること。
- 2 空びんの保管設備を設けること。

別表第三の二の(食肉販売業)の項の1中「冷蔵設備」を「冷凍機付冷蔵設備」に改め、同表の二の(魚介類販売業)の項の1中「冷凍機付陳列容器」を「冷凍機付冷蔵陳列設備」に改め、同表に次のように加える。

自動車による移動営業施設基準
一 共通基準

(構造及び設備)

- 1 施設は、移動時に閉鎖でき、じんあい等により汚染されない構造とすること。
- 2 施設は、一定の区画をし、専用のものとする。
- 3 施設は、その使用目的及び業務能力に応じた広さを有すること。
- 4 施設は、不透水性材料で作られ、排水が良く、かつ、清掃しやすい構造とすること。
- 5 施設の天井は、明色とし、じんあい、凝滴等が落下するおそれがない構造とすること。
- 6 施設は、自然光線を十分に取り入れられる構造とすること。
- 7 施設は、換気が十分にできる構造とし、ばい煙、蒸気等が発生する箇所には、有効な換気装置を設けること。
- 8 施設の設備は、移動時に食品、原材料、機械器具及び容器等が散乱しないものとする。
- 9 施設には、作業面で十分な明るさとなる照明設備を設けること。

10 施設には、従事者の使用に便利な位置に専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備を設けること。

11 施設には、従事者の数に応じた適当な大きさの更衣箱を設けるとともに、従事者専用の清潔な作業衣を備えること。

(食品取扱設備等)

- 1 施設には、食品の種類、取扱量に応じた数及び大きさの機械器具及び容器を備えること。
- 2 施設には、食品、機械器具及び容器の洗浄設備を設けるとともに、必要に応じて殺菌設備を設けること。
- 3 食品又は添加物に直接接触する機械器具及び容器は、耐水性のものであり、かつ、洗浄及び殺菌ができるものであること。
- 4 固定した機械器具及び移動しにくい機械器具は、作業が便利で、かつ、洗浄及び清掃がしやすい位置に配置すること。
- 5 施設には、原材料、製品、添加物、器具及び容器を衛生的に保管できる設備を設けること。
- 6 食品を加熱し、冷却し、又は保存するための設備には、外部から見やすい位置に温度計を設けるとともに、必要な計器類を設けること。
- 7 添加物を使用する場合は、専用の計量器を備えること。
(給水及び汚物処理)
- 1 水道水を豊富に供給できる貯水槽そうを設けること。
- 2 貯水槽そうは、ステンレス製又は合成樹脂製とし、清掃しやすい構造とすること。
- 3 廃棄物の容器は、ふたがあり、耐水性で、十分な容量を有し、清掃がしやすく、汚液、汚臭が外部に漏れないものとし、必要な場所ごとに備え

ること。

二 個別基準

(飲食店営業及び喫茶店営業)

- 1 食品を摂氏十度以下に冷却して保存できる冷蔵設備を設けること。
- 2 食品、機械器具及び容器を十分に洗浄できるステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備をその使用に便利な位置に設けること。
- 3 合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。
- 4 調理台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。
- 5 食品及び食器を格納する設備を設けること。
- 6 業務能力に応じて四十リットル以上の容量を有する貯水槽^{せうすう}を備えること。

(菓子製造業)

- 1 冷却を必要とする製品又は半製品を取り扱う場合は、それを冷却して保存できる冷蔵設備を設けること。
- 2 作業台の表面は、ステンレス製又は合成樹脂製とすること。
- 3 業務能力に応じて四十リットル以上の容量を有する貯水槽^{せうすう}を備えること。

(乳類販売業)

- 1 冷凍機付冷蔵設備を設けること。
- 2 空びんの保管設備を設けること。

(食肉販売業)

- 1 冷凍機付冷蔵設備を設けること。
- 2 食肉を処理する場合は、一定の区画をした処理施設を設けること。
- 3 処理施設は、作業時に、じんあい等により汚染されない構造とするこ

と。

- 4 処理施設には、ステンレス製等金属製の洗浄設備及び給湯設備を設けること。

- 5 処理施設には、合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

- 6 業務能力に応じて十八リットル以上の容量を有する貯水槽^{せうすう}を備えること。

(魚介類販売業)

- 1 魚介類を摂氏十度以下で保存することができる冷凍機付冷蔵陳列設備を設けること。

- 2 陳列容器は、金属製又は合成樹脂製とすること。

- 3 魚介類を処理する場合は、一定の区画をした処理施設を設けること。

- 4 処理施設は、作業時に、じんあい等により汚染されない構造とすること。

- 5 処理施設には、ステンレス製等金属製の洗浄設備及び処理台を設けること。

- 6 処理施設には、合成樹脂製、合成ゴム製等の衛生的なまな板を備えること。

- 7 業務能力に応じて十八リットル以上の容量を有する貯水槽^{せうすう}を備えること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置（昭和五十五年二月一日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
淀江町大字今津字濱田二六七の一の地先	一、三六〇・一九平方メートル

鳥取県告示第三百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

大字今津字濱田

同上の区域（昭和五十五年二月一月現在の地番による。）

大字今津字濱田の全域及び大字今津字濱田二六七の一の地先

鳥取県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
山本歯科医院	鳥取市扇町二七番地	昭和五十五年三月一日

鳥取県告示第三百二十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県東部医師 会附属休日急患 診療所	鳥取市富安一丁目二七	昭和五十五年三月十五日
三 好 内 科	米子市道笑町一丁目一〇一	昭和五十五年三月三十日
三代歯科医院	倉吉市上井町二丁目八一二一	昭和五十五年三月二十三日
溝 口 薬 局	日野郡溝口町溝口二四二	昭和五十五年三月十五日
足 立 医 院	境港市幸神町一八	昭和五十五年三月十七日
提嶋外科クリニ ック	米子市上福原五七八一六	昭和五十五年三月二十二日
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	昭和五十五年四月一日

鳥取県告示第三百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

足 立 医 院	境港市幸神町一八	昭和五十五年三月十七日
提嶋外科クリニ ック	米子市上福原五七八一六	昭和五十五年三月二十二日
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	昭和五十五年四月一日

鳥取県告示第三百三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
足 立 医 院	境港市幸神町一八	全 国	昭和五十五年三月十七日
提嶋外科クリニ ック	米子市上福原 五七八一六	〃	昭和五十五年三月二十二日
坂根歯科医院	米子市皆生一八八九	〃	昭和五十五年四月一日

鳥取県告示第三百三十一号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院であると認められたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称 所 在 地

山陰労災病院 米子市皆生一四八〇番地

鳥取県告示第三百三十二号

昭和五十五年三月十二日付けで鳥取市から申請のあつた津ノ井地区広岡工区の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年四月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事了了年月日	届出者
畑池地区は場整備事業	昭和五十二年十二月二十三日	溝口 町

鳥取県告示第三百三十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

溝口町及び江府町の区域

2 期間

昭和五十五年五月二日から同月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の附着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びその附着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に換げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に換げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を、速やかに、鳥取県日野地方農林振興局長に提出すること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十五年四月十一日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時

昭和五十五年四月十五日(火) 午前十一時十五分

二 場所

鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 昭和五十五年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
- 2 その他